

令和3年度  
第1回 知立市都市計画審議会

議 事 録

(1) 会議の日時及び場所

開催日時 令和 3年11月16日(火)  
13時30分～14時30分  
開催場所 知立市役所 第2・3会議室

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

委員数 9名  
出席者 7名  
欠席者 2名

	氏名	出席	欠席
委員	中野 智基	○	
委員	柴田 高伸	○	
委員	石原 國彦	○	
委員	新美 文二	○	
委員	田中 寛孝	○	
委員	隅田 薫	○	
委員	鈴木 雅仁		○
委員	伊藤 由介	○	
委員	櫛瀬 恵二郎		○

(3) 傍聴人 0名

(4) 出席市職員の職氏名

市長 林 郁 夫  
都市整備部長 高 木 清 充  
都市整備部次長 大 井 大 輔  
都市整備部都市計画課長 野 村 健 人  
都市計画課長補佐兼都市企画係長 石 原 英 泰  
都市計画課都市企画係主事 得 能 宏 之  
都市計画課都市企画係主事 金 原 苑 子

(5) 会議に付した議題及び配布資料

(議案第1号) 西三河都市計画 生産緑地地区の変更  
(意見聴取第1号) 特定生産緑地の指定

## 「議事の概要及び経過」

### 【事務局】

本日はお忙しい中、令和3年度第1回知立市都市計画審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課長の野村と申します。よろしくお願いいたします。

まず、はじめに、知立市長の林より挨拶を申し上げます。

### 【市長】

本日は、令和3年度の知立市都市計画審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。日頃は、本市の都市計画事業をはじめ各事業に対しご理解、ご協力を賜り改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日皆様にご審議いただく議題は、「生産緑地地区の変更」についてでございます。

この「生産緑地地区の変更」につきましては、生産緑地地区の除外などに伴う、面積の変更を行うもので、毎年ご審議いただいております。

また、意見聴取事項といたしまして「特定生産緑地の指定」に関する事項がございます。

知立市では、一部を除き平成4年12月に生産緑地地区の指定をしており、令和4年12月に指定から30年を迎えようとしております。現在、平成30年に創設されました「特定生産緑地制度」に関する準備を進めておりますが、本日は、指定を行う特定生産緑地について、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

最後に一点ご報告をさせていただきます。名鉄知立駅の鉄道高架事業の件でございます。新聞等で既に御存知の方もいらっしゃるかと思いますが、県事業で進めていただいております鉄道高架事業につきまして、愛知県より事業完了年度が令和10年度まで延伸されるということ、そして事業費が増額されるという報告を受けました。事業の完了を心待ちにしていらっしゃいました方々に対し、誠に申し訳ない思いでございます。事業費が増額になるということで、非常に危機感を持っているところでございます。そうした中で、知立市市議会議長、知立市商工会長のお力添えを賜り、私知立市長と連名で、明日愛知県知事のもとへ訪問を予定しております。その際には柴田県議にもご同行いただき、愛知県知事に対して知立市負担分の軽減をお願いするとともに、事業が部分的に供用開始されているところでございますので、少しずつでも事業効果が着実に発現されるようお願いしていく所存でございます。先ほど申し上げましたとおり最終完了年度は、令和10年度でございますが、部分的には供用開始されてまいります。来年度以降に、名古屋鉄道本線の豊橋行きの路線の高架が供用開始となり、また、三河知立駅が移設となり供用開始されるなど、着実に事業が進んでまいりますので、事業効果が確実に発現されるように県にご指導いただくよう、また県にもご尽力いただくようお願いをしていくところでございます。いずれにしましてもこの事業については、良好な住環境をつくっていくということと合わせまして、知立市にとって経済効果、税収効果がしっかりと期待のできる事業でございますので、着実に事業を進めていく所存でございますので、都市計画審議会の委員の皆様にもご理解・ご支援賜りますようお願い申し上げます。本日もよろしくお願い致します。

### 【事務局】

続きまして、今年度委員の方が一部変更となっておりますので、改めまして事務局より委員の

皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿の順にご紹介させていただきます。

－委員の紹介－

ありがとうございました。それでは、隅田会長よりご挨拶をいただいた後、その後の会の進行を会長にお願いしたいと思います。隅田会長よろしく申し上げます。

【隅田会長】

それでは、只今より令和3年度第1回知立市都市計画審議会を開催したいと思います。本日はお忙しいところご出席くださいまして、誠にありがとうございます。皆様のご協力を得て、審議会をスムーズに進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。本日の出席委員は7名です。知立市都市計画審議会設置条例第7条第3項の規定による定数に達していることを申し添えます。

なお、知立市都市計画審議会運営要綱第6条第1項の規定による、本日の議事録署名人に「石原委員」と「田中委員」を任命しますのでお願い致します。

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号「西三河都市計画 生産緑地地区の変更」についての説明を、事務局より申し上げます。

【事務局】

それでは、お手元の議案書に沿ってご説明させていただきます。お配りしています資料の「議案第1号西三河都市計画生産緑地地区の変更」をお手元にご用意ください。

まず初めに今回の都市計画変更の概要を説明させていただきます。今回は、生産緑地地区の面積を、約21.4haに変更するというものです。変更する理由としましては、生産緑地法第14条の生産緑地地区における制限の解除が行われたもの、地積更正を行ったものについて、一部区域を変更するものであります。

次に、生産緑地地区の変更理由書をご覧ください。まず、生産緑地制度は、「公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的」としています。続いて、生産緑地地区として指定されている農地等の要件について説明いたします。①公害や災害を防止し、都市の環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適していること。②面積が一団で500㎡以上あること。③農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。この3つの要件全てに該当する市街化区域内の農地等が生産緑地地区として指定できると、生産緑地法に定義されています。

次に、生産緑地地区内における行為の制限ですが、生産緑地地区については、指定されると農地等として管理することが義務付けられます。そのため、建築物の建築や、土地の区画や形質の変更等は、原則として行うことができません。

次に、生産緑地地区の都市計画変更の主な理由についてですが、ここに記載されている①～⑦に該当する場合は、都市計画変更ができるとされています。この7つの理由のうち、今回の案件では、①買取りの申出があった場合において、その申出の日から3か月以内に所有権の移転が行われなかった場合。④地積更正で面積が変更した場合。の2つの理由により都市計画変更をすることになります。

①の買取りの申出というのは、生産緑地を指定してか30年を経過した場合、又は農林漁業の主

たる従事者が死亡した場合、もしくは農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合に、所有者等から市に対して、生産緑地の買取りを申し出ることが出来るという制度になります。

この買取り申出が提出されますと、まず知立市と愛知県とで、公共施設の用に供する土地として買取りの検討を行います。そこで買取らないと判定された場合には、農業委員会へ斡旋の協力をさせていただいております。そこでも買取りの希望者が現れないときは、生産緑地における行為の制限が解除されます。これにより、建築等は可能となりますが、都市計画変更の手続きを行わないと生産緑地地区としての指定は解除されませんので、今回都市計画変更の手続きをさせていただく、というものになります。

これから、今回の変更の内容について、説明させていただきます。今回の都市計画変更は、令和2年7月1日～令和3年6月末までの1年間に行為の制限が解除となったものが対象となっています。

それでは、3ページの「生産緑地地区の一団数及び面積」をご覧ください。変更前が「154団地、23.8ha」で変更後が「148団地、21.4ha」となりますので、今回の都市計画変更で「団地はマイナス6団地、面積はマイナス2.4ha」の変更となります。

続いて、「箇所別調書」をご覧ください。ここに今回変更となった生産緑地地区の「一団番号、区分、変更面積、変更の理由」などが一団番号順に3ページから4ページにわたって記載されています。また、5ページには、今回の変更箇所が総括図として載っていますので、参考にご覧ください。

それでは、ここからは3ページの「箇所別調書」順に、6ページ以降の計画図面を参考にご覧いただきながら個別に説明をさせていただきます。

それでは、6ページをご覧ください。こちらは上重原1丁目の案件です。ご覧いただいている図面の黄色く表示されている部分が、今回生産緑地から除外となる区域です。団地番号4-46は、主たる従事者の故障により、1,413㎡が一部除外となり、残り1,664㎡は生産緑地地区として継続となります。

続きまして、7ページをご覧ください。こちらは東上重原5丁目の案件です。団地番号4-57は、主たる従事者の死亡により、638㎡すべてが除外となります。

続きまして、8ページをご覧ください。こちらは上重原6丁目の案件です。団地番号4-68は、主たる従事者の故障により、647㎡が一部除外となり、残り1,471㎡は生産緑地地区として継続となります。

続きまして、9ページをご覧ください。こちらは山町と牛田町の案件です。まず、黄色く表示されている団地番号6-14ですが、主たる従事者が2名おりましたが、死亡及び故障により、2,090㎡すべてが除外となります。

次に、団地番号7-4ですが、先ほどの団地番号6-14と同じ主たる従事者の故障により、469㎡が一部除外となり、残り844㎡は生産緑地地区として継続となります。

続きまして、10ページをご覧ください。こちらは牛田町の案件です。団地番号7-36は、団地内の一部の土地について地積更正があり、それに伴い93㎡が追加となります。

続きまして、11ページをご覧ください。こちらは八橋町の案件です。団地番号8-28は、主たる従事者の故障により2,669㎡すべてが除外となります。

続きまして、12ページをご覧ください。こちらは長篠町の案件です。団地番号13-6の黄色く

表示されている区域について、主たる従事者が 2 名おりましたが、死亡及び故障により、8,087 m<sup>2</sup>が一部除外となり、残り 5,187 m<sup>2</sup>は生産緑地地区として継続となります。

続きまして、13 ページをご覧ください。こちらは新林町の案件です。団地番号 15-13 は、主たる従事者の死亡により 1,846 m<sup>2</sup>すべてが除外となります。

続きまして、14 ページをご覧ください。こちらは八ツ田町の案件です。まず、団地番号 18-5 は、主たる従事者の死亡により、1,080 m<sup>2</sup>すべてが除外となります。次に、団地番号 18-10 は、主たる従事者の死亡により、2,085 m<sup>2</sup>すべてが除外となります。次に、団地番号 18-13 は、主たる従事者の故障により、696 m<sup>2</sup>が一部除外となり、残り 534 m<sup>2</sup>は生産緑地地区として継続となります。

続きまして、15 ページをご覧ください。こちらは谷田町の案件です。団地番号 19-9 の黄色く表示されている区域について、主たる従事者の死亡により 1,857 m<sup>2</sup>が一部除外となり、残り 11,474 m<sup>2</sup>は生産緑地地区として継続となります。

これで、今回の変更箇所のご説明は以上となります。

また、9 月 13 日から 9 月 27 日までの 2 週間において都市計画変更の案の縦覧を行いましたところ、縦覧者および意見書の提出はありませんでした。

これで、議案第 1 号の「西三河都市計画 生産緑地地区の変更」についての説明は以上となります。

#### 【隅田会長】

事務局からの説明が終わりました。議案第 1 号の「西三河都市計画 生産緑地地区の変更」についての質疑に入ります。ただいまの説明について、なにかご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

#### 【柴田委員】

今一度基本的なところを確認させていただきたいのですが、今回の議案として挙がってきているのは、先ほど説明のあったとおり、令和 2 年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日までに行為制限が解除となった案件とされ、それが 11 月の審議会で諮られて決定していくということで、それが基本的なルールということですか。既に造成工事が進んでいて、今回の案件に入っていない箇所もありますが、それは令和 3 年の 7 月以降に行為制限が解除となっているため、今回の案件として挙がってきていないということですか。

#### 【事務局】

生産緑地の所有者より買取り申出の提出があり、諸手続きが完了しますと行為制限の解除となりますので、現地の土地利用は可能となりますが、生産緑地地区は都市計画変更が必要となります。その都市計画変更手続きに 6 か月程期間を要しますので、6 月末までに行為制限が解除されたものを今回の変更対象としています。

#### 【隅田会長】

都市計画審変更の完了前に現場は工事をしても良いということですか。

**【事務局】**

生産緑地法上において、生産緑地の所有者等から買取り申出が提出されてから買取りの斡旋等を行います。それでも買取り者がいない場合には、行為の制限が解除となり、家などが建てられるようになります。都市計画変更の手続きは、変更案の縦覧を2週間実施したり、その他にも手続きを行わなければいけないので、行為の制限が解除された後の都市計画変更手続となり、年内に変更の告示まで行うために6月末で区切らせていただいています。年内に告示が完了されると、その次の年から固定資産税が宅地並みに変わっていく事になります。

**【石原委員】**

生産緑地の解除の手続きの流れを一度説明してもらおうと良いかもしれない。

**【事務局】**

まず、生産緑地の主たる従事者が死亡、もしくは病気等により耕作が不可能な状態となりますと、権利者から買取り申出が市へ提出されます。そして、市と県でその生産緑地を公共の用に供する土地として、買取りを検討させていただきまして、買取らないという結論になると、次は農業委員会へ買取り希望を斡旋させていただきますが、買取り申出が提出されてから、買取りの判断までの期間が生産緑地法で3か月と決まっています。この3か月の間に買取り者が現れない場合には、その時点で行為制限が解除となり、家を建てるなどの土地利用ができるようになります。その後、この行為制限が解除となったものについて、変更の案の縦覧を実施したり、都市計画審議会に諮らせていただいたのち、年末に変更の告示をして、はじめて都市計画として生産緑地地区から除外されるということになります。権利者が死亡や故障により農地を管理できる人がいない状態で都市計画変更の手続きの完了を待っていると耕作放棄地となってしまう恐れもありますので、都市計画変更手続きの完了よりも先に土地利用ができるようになっています。

**【隅田会長】**

その他、ご意見・ご質問等ありますでしょうか。なければ、質疑を終了とし、これより採決に入ります。議案第1号「西三河都市計画 生産緑地地区の変更」について、賛成の方は挙手をお願いします。

**【各委員】**

－全員挙手－

**【隅田会長】**

ありがとうございます。全員挙手となりますので、原案どおり「可決」となります。

それでは、次に意見聴取事項に移ります。意見聴取事項第1号「特定生産緑地の指定」について事務局より説明をお願いします。

## 【事務局】

それでは意見聴取第1号の説明をさせていただきます。お手元に意見聴取第1号「特定生産緑地の指定」についての資料をご用意ください。

それでは、すでにご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、はじめに特定生産緑地制度について、今一度ご説明させていただきます。「特定生産緑地の指定に関する今後の土地の取り扱い」という資料を基に説明させていただきます。この資料は、特定生産緑地の指定申出書を提出された方、全員に対して、直接窓口にて説明および配布している資料となります。

特定生産緑地制度（10年延長制度）について、ということで、知立市内の一部を除く生産緑地地区について、平成4年の12月4日に指定をしています。そこから30年が経過した令和4年12月4日以降になりますと、「指定から30年経過した」ことを理由に、買取り申出の手続きが可能となります。そのため、都市内の農地保全を目的として生産緑地法が平成29年に改正され、新たに特定生産緑地制度が創設されています。この特定生産緑地に指定されますと、これまでの生産緑地に対する行為制限などの規制や税制の優遇措置が令和4年12月4日から10年間、つまり令和14年12月4日まで延長されることとなります。

次に、「今後の土地の取り扱いについて」をご覧ください。

まず、特定生産緑地の指定を受けた場合についてですが、「指定から30年経過した」ことを理由に買取り申出をすることができなくなり、これまでどおり買取り申出の理由が「主たる従事者の死亡もしくは故障」した場合に限定されることとなります。行為制限については、これまで同様、農地としての管理義務や建築物等の建築規制が、10年間延長されることとなります。税制優遇についても、これまで同様、固定資産税は農地課税のままとなり、相続税等の納税猶予は次世代の方も受けることができます。続いて指定についてですが、特定生産緑地に指定された後は、10年おきに特定生産緑地の指定を継続するか否かの判断が可能となります。

次に、特定生産緑地の指定を受けなかった場合ですが、生産緑地地区の指定から30年が経過した令和4年12月4日以降であれば、いつでも買取り申出ができるようになります。ただし、買取り申出がいつでもできるようになるというだけですので、令和4年12月4日以降も買取り申出手続きがなされない限りは、生産緑地地区は継続となり、自動的に生産緑地地区から除外されるという訳ではありません。そのため、行為制限についても生産緑地地区が継続となっている間は、農地としての管理義務や建築物等の建築規制も引き続き継続となります。買取り申出の手続きが完了した後に、はじめて行為制限が解除となり、農地以外の土地利用が可能となります。税制優遇については、いつでも買取り申出が可能になるということで、固定資産税は宅地並み課税となり、次世代の方が相続税等の納税猶予を受けることができなくなります。また、指定については、生産緑地地区に指定されてから30年を過ぎてしまうと、特定生産緑地への指定はできなくなってしまいます。知立市の場合ですと、令和4年12月4日が指定の期限となりますので、それまでに特定生産緑地へ指定することが必要となります。

次に、注意事項についてですが、現場が農地として適正に管理されていない場合、特定生産緑地に指定することができません。また、一団を組む他の生産緑地地区が除外となり一団として500㎡に満たなくなった場合、特定生産緑地に指定されていたとしても、生産緑地地区から除外となる可能性があります。

それでは、2ページをご覧ください。こちらのイメージ図は、先ほど説明させていただいた制度を、時系列にして表示したものになります。

それでは、3 ページをご覧ください。こちらは、特定生産緑地の指定に関する手続きについてこれまでの経過と今後のスケジュールをまとめたものになります。まず、これまでの経緯としまして、特定生産緑地制度が施行されたのは平成 30 年 4 月 1 日で、その後知立市では、生産緑地の地権者を対象とした制度に関する説明会を令和元年 10 月に 2 回開催しています。そして説明会の 2 か月後、令和元年 12 月に事前の指定意向調査票を送付し、地権者より提出いただいております。その後、令和 2 年 10 月には「申出基準日到来通知文」を送付、12 月には「指定に関する申出書」を送付しています。この 12 月に送付した申出書の提出内容を基に、指定の有無を判断するため、市としては地権者全員からの提出を当初の目標としており、令和 3 年 8 月に地権者全員からの提出が完了したことを確認しています。その後は、令和 3 年 9 月に納税猶予の抵当権者である税務署の同意を一括で取得、10 月に指定を行う予定の生産緑地の現場調査を行い、本日都市計画審議会での意見徴取をさせていただいております。

また、今後のスケジュールとしましては、令和 3 年 12 月に特定生産緑地の指定の公示、公示後すぐに農地等利害関係人に対して指定した旨および指定しない旨の通知文を送付致します。この公示によって特定生産緑地の指定が完了となりますが、特定生産緑地としての効力が発生するのは令和 4 年 12 月 4 日からとなります。また、本市においては令和 4 年 6 月末までは、指定申出の変更を受け付けており、変更があった場合は、令和 4 年度に変更の公示を予定しております。

それでは、4 ページをご覧ください。こちらは、現時点の特定生産緑地の指定申出状況についてまとめた表になります。

まず、申請者数ベースでの集計では 180 人中 151 人が特定生産緑地の指定を希望、29 人が指定を不希望で提出しており、約 84% の人が指定を希望しています。また、未提出者は 0 人で生産緑地の所有者全員から申出書の提出をいただいております。

次に、筆数ベースでの集計では、全 504 筆の内、432 筆 : 18.6ha が特定生産緑地の指定を希望しており、72 筆 : 2.8ha が不希望となっており、約 86% の筆が指定を希望となっています。

次に、一団地区数ベースでの集計では、全 148 団地の内、113 団地が 団地内すべてが特定生産緑地に指定を希望、20 団地が 団地内の一部が特定生産緑地の指定を不希望、15 団地が 団地内すべてが特定生産緑地の指定を不希望となっています。

それでは、5~8 ページをご覧ください。こちらは、特定生産緑地の指定の公示をする際の図書になりますが、団地ごとの一覧表となっており、全部で 133 団地 : 18.6ha を特定生産緑地に指定する見込みであります。また、特定生産緑地に指定する農地については、全て現場調査を行っており、農地として適正に管理されていることを確認しております。

次に、9 ページをご覧ください。こちらは特定生産緑地に指定する区域の総括図になります。主な分布としまして、図面番号 3 番の牛田・八橋町地区、図面番号 4 番の上重原地区、図面番号 7 番の新林・谷田町地区は、多く指定される見込みとなっています。

次に、10 ページをご覧ください。こちらは、各図面の縮尺を 5000 分の 1 で作成した指定図になります。指定図の凡例についてですが、赤い線が市街化区域と市街化調整区域の線引きとなっており、生産緑地地区は緑色の枠線で囲まれており、その中でも特定生産緑地に指定する区域については、緑色の格子上に着色されています。

ひとつ例を挙げて説明させていただきますと、11 ページの図面をご覧ください。団地番号 5-3 や 5-17 については、団地全てを特定生産緑地に指定するため、区域全てが緑色の格子上に着色されています。それに対し、団地番号 5-6 や 5-12、また 6-15 については、団地全てを指定しない

ため、緑色の枠線で白抜きとなっています。また、団地番号 5-9 や 6-13 については、団地内の一部を指定するため、緑色の枠線の中で格子状の区域と白抜きの区域とに区分されています。

特定生産緑地に指定する区域については、全部で 133 団地 : 18.6ha と箇所と面積がとても多いため、それぞれ個別の説明は割愛させていただきます。

次に、18、19 ページをご覧ください。こちらは、特定生産緑地の指定の公示をした後、農地等利害関係人に対して、送付する通知書の案になります。18 ページは特定生産緑地の指定が完了した旨を通知する「特定生産緑地指定通知書」、また 19 ページは「特定生産緑地に指定しない旨の通知書」になります。

当市では、滞りなく指定を行う為に指定期限の前年にあたる、今年の 12 月に第 1 回目の指定の公示を予定しております。ただ、特定生産緑地の効力については、指定期限以降になりますので令和 4 年、つまり来年の 12 月 4 日から 10 年間の指定となります。

また、当市では今年の 12 月に指定の公示を行った後でも特定生産緑地の指定の変更を可能としており、変更を希望する場合には、通知書にも記載されているとおり、令和 4 年の 6 月末までに申出でいただくように周知しています。

以上が、意見聴取第 1 号の「特定生産緑地の指定」についての説明になります。

#### 【隅田会長】

ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。この案件は審議会に対して意見聴取を行うものになります。ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

#### 【柴田委員】

今回、特定生産緑地に指定しない土地がありますが、特定生産緑地に指定されないと課税は宅地並み課税となるわけですが、指定を希望されなかった方々が今後の土地の利用方法について、どのような考えで指定を希望されていないのか、市の方で把握していれば、教えて下さい。

#### 【事務局】

特定生産緑地の指定の申出書については、指定する方、指定しない方に関わらず、全員の方に窓口で直接お持ちいただいて、対面で制度の説明を改めてさせていただいた上で、受理していますので、地権者の方には制度についてご理解いただけていると認識しています。その後の土地利用については、市から聞き取り等を行っていないので、把握はしていませんが、すべて市街化区域内の土地になるので、宅地利用などを考えている方が多いのではないかと感じています。

#### 【隅田会長】

他に意見のある方はいませんか。

#### 【田中委員】

先ほどの説明の中で、知立市の特定生産緑地の指定期限が令和 4 年の 12 月 4 日だとありましたが、例えば同じ三河地区の安城市、刈谷市、碧南市、高浜市などの指定期限は、別の日になっているのですか。

**【事務局】**

愛知県下については、生産緑地地区の当初の指定日が同じですので、愛知県内は指定期限がすべて同じ日になっています。

**【隅田会長】**

他に意見のある方はいませんか。無いようですのでこれで意見聴取を終了とさせていただきます。事務局は引き続き特定生産緑地の指定の手続きを進めていただきたいと思います。

最後に事務局より報告事項の説明をお願いします。

**【事務局】**

事務局より報告事項が2点ございます。

まず、1点目ですが、豊田市が平成22年度から施行している豊田花園土地区画整理事業における公園の都市計画決定についての報告になります。豊田市において都市計画決定を予定している3つの公園の内、「花園前田公園」の一部が知立市行政区域を含んでいることから、豊田市より依頼を受け、知立市でも都市計画決定に関する縦覧を令和4年2月に実施致します。また、豊田市が実施する住民説明会が11月19日（金）に開催されますので、八橋町の地域住民の方へ地元回覧にて周知しております。

次に、2点目ですが、今年度の都市計画審議会については、現時点では本日のこの審議会のみを予定しておりますが、また今年度中に開催する運びとなりましたら、事務局よりご連絡させていただきます。事務局からの報告事項は以上です。

**【隅田会長】**

ありがとうございました。

豊田花園土地区画整理事業地内の「花園前田公園」の件ですが、この知立市域の土地について、所有権は市の所有ですか。

**【事務局】**

ここは豊田市管理の公園になりますので、所有権としては豊田市、行政区域としては知立市ということになります。

**【新美委員】**

なぜ、川が行政界になっておらず、こんなに曲がっているのか。

**【事務局】**

昔は川がこの行政界のように流れていたみたいですが、現在は河川改修されているので、行政界とズレがあります。

**【隅田会長】**

他に何か意見のある方はいませんか。

**【柴田委員】**

この審議会での案件とは、違いますが、八橋の花園里線の開通見込みはどうでしょうか。

**【事務局】**

まだ、全面開通はしていませんが、部分的に供用開始しています。現在は接続先となる安城市域の道路の整備と合わせて調整を行っている状態です。

**【隅田会長】**

来迎寺小学校の横から豊田市の方へ抜けていく道路は、現在どうなっているのか。

**【事務局】**

駒場牛田線という都市計画道路になりますが、逢妻男川より北側の土地区画整理事業を行った区域と豊田市に接続される区間については整備が完了しています。逢妻男川より南側の区間については、現在も未着手となっており、事業開始の時期も未定となっています。

**【隅田会長】**

本日の審議会の案件については以上となりますので、これをもちまして、令和3年度第1回知立市都市計画審議会を終了いたします。ご協力いただきありがとうございました。

以上